

(平成23年12月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月

年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料を納付していないこととされている。

しかし、私は、申立期間の国民年金保険料に係る領収証書を持っており、また、申立期間の保険料を還付してもらった記憶も無いので、申立期間について、保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳（特殊台帳）、オンライン記録及びA市町村の国民年金被保険者名簿では、申立期間は国民年金の未加入期間とされているが、申立人が所持する申立期間の国民年金保険料に係る領収証書及び上記の同町の国民年金被保険者名簿において、申立期間の保険料は納付済みであることが確認できる。

また、上記の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）、オンライン記録及びA市町村の国民年金被保険者名簿では、申立人は、昭和50年5月20日付けで任意加入被保険者の資格を取得していることが確認できるところ、当該時点において、申立期間は、制度上、遡って被保険者資格を取得することができない期間であるため、申立人が納付した申立期間の国民年金保険料は、当時還付する必要があったものの、申立人の申立期間に係る保険料が還付されている記録は見当たらない上、現存する同町に係る国民年金保険料還付整理簿においても、当該記録は見当たらない。

これらのことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付し、これが長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、制度上、遡って国民年金の任意加入被保険者となり得ないことを理由として、申立期間の被保険者資格及び保険料納付を認めないとするのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社「B船」における資格喪失日は、昭和20年11月4日であったと認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人は、昭和19年6月1日から20年11月4日までの期間について、戦時加算該当船舶である「B船」に乗船していたと認められることから、当該期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から20年11月頃まで

私は、養成所の訓練期間中であった昭和19年5月頃に、職業安定所の紹介で友人と共に、A社が所有する「B船」に乗船した。「B船」は乗船後すぐに軍の徴用船となり、私は終戦後も乗船した。私は、C空襲の際の功績により、20年11月3日に同社から贈られた賞状を保管している。一緒に乗船した同僚が下船した後、「B船」が故障し修理に期間を要したので、同僚の下船から3か月ほど後に私も退職したが、年金事務所からの回答によると、同社での船員保険被保険者の資格喪失日は、19年6月1日となっている。「B船」での乗船期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、船員保険被保険者資格を昭和19年5月26日に取得し、同年6月1日に喪失している。

しかしながら、A社に係る船員保険被保険者名簿は、保管されておらず、日本年金機構C事務センターは、保管されていない理由については不明である旨回答している上、申立人に係る船員保険被保険者台帳によると、同社「B船」における資格取得日は昭和19年5月26日と記載されているものの、資格喪失日が記載されておらず、空白となっている。

一方、申立人が保管する賞状によると、申立人が、A社から、昭和20年11月3日付けで、「B船」の乗務員として表彰されたことが確認できる。

また、申立人が、「B船」と一緒に乗船したとする同僚の船員手帳に記載されているA社「B船」の乗船期間は、昭和19年5月26日から20年10月24日までの期間となっており、オンライン記録によると、当該同僚の船員保険被

保険者記録は、19年5月26日から20年10月24日までの期間であることが確認できる上、当該同僚は、「私は申立人と一緒に『B船』に乗船したが、申立人より先に下船した。」旨回答していることから、申立人は、同社が所有する「B船」に同年11月3日まで乗船していたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社「B船」における資格喪失日は昭和20年11月4日とすることが妥当である。

なお、昭和19年6月1日から20年11月4日までの期間の標準報酬月額については、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第53条の規定に準じ、1万2,000円とすることが妥当である。

さらに、申立人は、昭和19年6月1日から20年11月4日までの期間について、戦時加算該当船舶名簿において確認できる「B船」に乗船していたことから、当該期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社(現在は、B社)C事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から20年4月までは30円、同年5月から同年8月までは60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月1日まで

私は、戦時中にA社C事業所に勤務していたが、日本年金機構からの回答によると、同社C事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は確認できるが、資格喪失日が確認できないとのことなので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)において、A社C事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和19年6月1日と記載されているとともに、20年5月1日付けで標準報酬等級の改定に係る記載があることが確認できるが、申立期間当時の同社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が戦災により焼失している上、上記の旧台帳の同社C事業所における資格喪失日は記載されておらず空白となっているため、現存する記録から申立人の資格喪失日を確認することはできない。

また、申立人は、A社C事業所に在籍中に同社C事業所が爆撃を受けたとしているところ、B社の人事部門の業務を受託しているD社は、「社史によると、A社C事業所は昭和20年*月の空襲により甚大な被害を被り、操業中止に追いやられた。終戦後の同年9月に同社C事業所は全従業員を一旦退職させた。」旨回答している。

さらに、上記の旧台帳の裏面に記載されている資格期間に関する記載から、申立人は申立期間において被保険者であったことが認められる。

なお、前述のとおり、旧台帳には、申立人の被保険者資格取得日は昭和 19 年 6 月 1 日と記載されているところ、同年 6 月に施行された厚生年金保険法において、同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間は、同法の適用準備期間として、厚生年金保険の被保険者期間に算入しない期間であり、厚生年金保険料の徴収は同年 10 月から開始することが定められている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の A 社 C 事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 20 年 9 月 1 日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の旧台帳の記録から、昭和 19 年 10 月から 20 年 4 月までは 30 円、同年 5 月から同年 8 月までは 60 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月頃から 30 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 3 月頃、A 社（後に、B 社）に正社員として入社した。その後、同社は、B 社となったが、43 年 8 月まで継続して勤務していた。

日本年金機構の記録では、申立期間における A 社の厚生年金保険被保険者記録が無く、厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和 30 年 5 月 1 日とされているので、申立期間について、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A 社及び B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者記録が確認できる全ての同僚 9 人のうち、6 人は、既に死亡又は連絡先が不明であり、連絡が取れた 3 人からは、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られなかった。

また、オンライン記録によると、B 社は、昭和 47 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、同社に係る商業登記の記録により確認できた役員等の所在が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年7月から36年8月まで
② 昭和36年10月から38年2月まで

私は、A社（現在は、B社）に雇用され、申立期間①については、C都道府県D市町村の国道改修工事に、申立期間②については、E都道府県F市町村の国道改修工事に従事した。私は、申立期間①及び②とも、同社が請け負った工事での現場雇用人であったが、同社から出来高制で給料をもらい、労災保険等の各種保険料が毎月差し引かれていた。同社の工事現場で雇用され、国が発注した国道改修工事に従事していた申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態等の具体的な供述、同僚の供述及び申立人が保管する国道改修工事の現場写真等から、期間は特定できないものの、申立人は、A社が請け負った国道改修工事の現場で改修工事に従事していたことが推認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間①及び②当時、工事あるいは期間限定で現場にて雇い入れた職員については、厚生年金保険に加入させていなかった。」旨回答している。

また、A社の正社員として申立人が記憶している同僚は、「私は、正社員としてA社に入社し、入社時に厚生年金保険への加入について会社の事務担当者から説明があった。現場で雇用された方の給料形態は、正社員とは別であったと思う。」旨回答している。

さらに、申立人が記憶している同僚のうち、A社の正社員であったと記憶する同僚5人については、同社での厚生年金保険被保険者記録が確認できるものの、申立人と同じ現場雇用人であったと記憶する同僚2人については、同社での厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、当該同僚2人の所在が確認できないため、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

加えて、申立人は、A社から支給された出来高制による給料のうちから負担していたとする労災保険等の各種保険料の控除を確認できる資料等を保管しておらず、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。